

山林の相続に係る特例等《相続税》

1. 特例等の内容

(1) 相続税の計算に係る特例等(評価関係)の内容

- ① 立木及び林地の評価額(※)を算出するあたっては、ア、イ又はウに該当する森林の場合にそれぞれの区分の割合による控除ができます(ア、イ、ウの控除割合のいずれか高いものを適用します。)

※ 国税庁長官が定める「財産評価基本通達」に基づき、

- ・ 森林の主要樹種(杉及びひのき)の立木の評価額は、原則として林業地帯ごとに、樹種別に算出される標準価格にその森林について地利級(立木の搬出の便否)等を加味して計算した金額です。
- ・ 林地の評価額は、その山林の固定資産税評価額に、地域別に国税局長が定める倍率(評価倍率)を乗じて計算した金額です。

ア 保安林等の場合、伐採制限に応じて30~80%を控除します。

区 分	一部皆伐	択伐	単木選伐	禁伐
控除割合	30%	50%	70%	80%

- ・ 一部皆伐とは、伐採方法が「伐採種を定めない」と定められている水源かん養保安林、防風保安林等が該当します。
- ・ 択伐とは、伐採方法が「択伐」と定められている保安林等が該当します。
- ・ 単木選伐とは、国立公園の第1種特別地域で風致維持に支障のない場合の森林等が該当します。
- ・ 禁伐とは、伐採方法が「禁伐」と定められている保安林、国立公園等の特別保護地区及び第1種特別地域で風致維持に支障のない場合以外の森林、林業種苗法における特別母樹又は特別母樹林等が該当します。

所有森林が保安林であるかどうかの確認及び保安林である場合その伐採方法(指定施業要件といいます)は、都道府県で保管している「保安林台帳」で確認できますので、都道府県の森林・林業担当部局へお問い合わせください。

イ 公益的機能別施業森林区域内にある森林経営計画が定められている森林において、20%または40%を控除します。

区 分	・水源涵養機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林以外の森林のうち、択伐以外の複層林施業森林及び長伐期施業森林	・水源涵養機能維持増進森林以外の森林のうち、特定広葉樹育成施業森林及び択伐複層林施業森林
控除割合	20%	40%

所有森林が水源涵養機能維持増進森林等のどの区分に指定されているかについては、市町村森林整備計画において確認できますので、市町村の森林・林業担当部局へお問い合わせください。

ウ 生物多様性維持協定が締結されている土地については20%を控除します。

- ② 立木の価額は、その立木の評価額に85%を乗じて算出しますので、①に該当する森林の場合には、①により控除した評価額に85%を乗じて算出します。

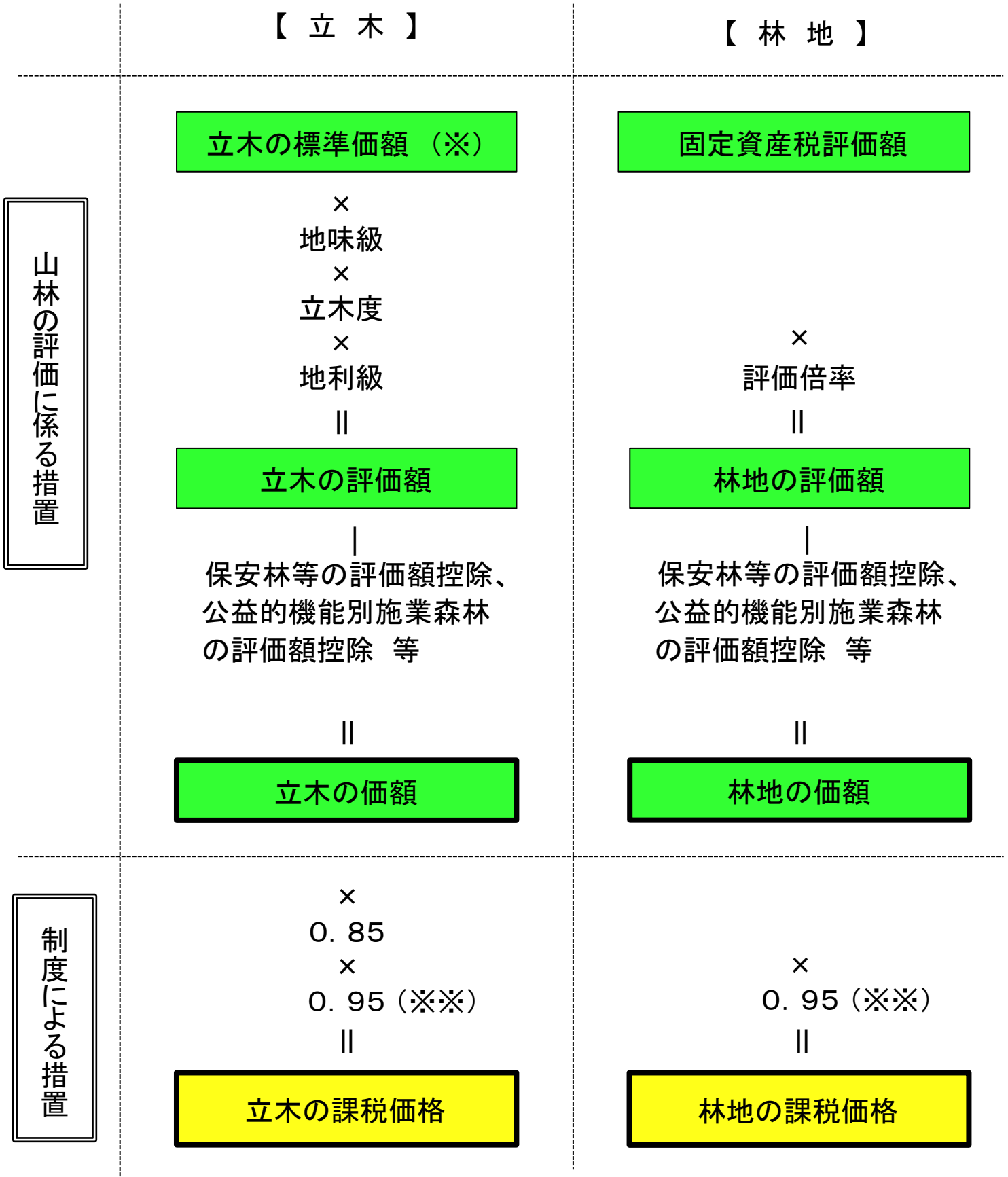
立木の価額	①の控除後の価額 × 85%
-------	----------------

- ③ 相続人が森林経営計画を継続する場合、立木及び林地の課税価格は、①及び②による減額措置後の価額に95%を乗じて算出します。

相続人が森林経営計画を継続	①・②の措置後の価格 × 95%
---------------	------------------

③の特例については、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例との重複適用は原則としてできないこととなっています。ただし、適用を受ける小規模宅地等の面積が限度に満たない場合は、その満たない面積に相当する部分を限度として、山林の相続に係る特例の適用を選択することができます。

● 山林に係る相続税の評価と課税価格



※ 立木の評価の適正化を図る観点から、平成29年に「財産評価基本通達」が一部改正され、評価方法の見直しが行われています。各地域の「立木の標準価額」は、国税庁ホームページに掲載の「財産評価基準書」をご確認ください。

※※ 森林経営計画対象森林で、引き続き森林経営計画に基づき施業が行われる場合。

2. 特例等の効果

相続税の計算に当たり措置されている特例等の効果は、次のとおりです。

【試算の条件】

- ・保有山林面積 70ha
(水源涵養機能維持増進森林で森林経営計画対象森林、かつ、伐採種を定めない水源かん養保安林)
- ・立木の評価額 2,100万円(@30万円/ha)
- ・林地の評価額 3,500万円(@50万円/ha)
- ・子供1人で相続

特例等がない
としたら

相続税額が
202万円増

特例等の有無	あり	なし
立木の課税価格	1,187万円 ...③ ・水源涵養機能維持増進森林で森林経営計画対象森林に係る評価額控除割合 20% ...① ・伐採種を定めない水源かん養保安林に係る評価額控除割合 30% ...② ・評価額控除については、控除割合の高い②の30%を適用 $2,100万円 \times (1 - 0.3) \times 0.85 \times 0.95 = 1,187万円$	1,785万円 ...③' $2,100万円 \times 0.85 = 1,785万円$
林地の課税価格	2,328万円 ...④ $3,500万円 \times (1 - 0.3) \times 0.95 = 2,328万円$	3,500万円 ...④'
課税価格の合計	3,515万円 ...⑤(=③+④)	5,285万円 ...⑤'
基礎控除	3,600万円 ...⑥ $3,000万円 + 600万円 \times 1$ (法定相続人) $= 3,600万円$	3,600万円 ...⑥'
課税遺産額	なし (⑤-⑥)	1,685万円(⑤'-⑥')
相続税額	なし	250万円 $1,685万円 \times 15\% - 50万円 = 202万円$

山林についての相続税の「延納」及び「納税猶予」の特例については、別のファイルを御覧下さい。

お問い合わせ先

林野庁企画課税制班
(代表)03-3502-8111(内線)6064
(ダイヤルイン) 03-3502-8037